コージーカンパニー会則

（名称）

第1条　本会は、コージーカンパニー（Cozy Company、 Cozy Co.）と称する。

（事務所）

第2条　本会の事務所は、代表宅に置く。

（目的）

第3条　本会は、多様性を認め尊重し合い、それぞれにとって居心地のいい場所を創り育てることを目的とし、2021年8月13日に設立する。

（活動・事業の種類）

第4条　本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

（1） 誰かにとって居心地のいい居場所づくり

（2） 居心地のいい居場所づくりのための関係づくり （中間支援）

（3） 居場所がなくて困っている人への支援 （困窮者支援、災害支援）

（4） その他、誰かにとって居心地のいい居場所づくりのために必要な活動

第5条　本会の会員は、次の2種類とする。

（1） 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（2） 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

（入会）

第6条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、役員の承認を得るものとする。

（会費）

第7条　会費は総会において別に定めることとする。

（退会）

第8条　会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1） 本人が死亡したとき。

（2） 会費を2年以上納入しないとき。

（役員）

第9条　本会に次の役員を置く。

（1） 代表

（2） 副代表

（3） 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第10条　代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

（解任）

第11条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することが

できる。
（1） 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
（資産）
第12条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（1）会費
（2）寄附金品
（3）財産から生じる収入
（4）事業に伴う収入
（5）その他の収入
（総会）
第13条　本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
2 総会は、以下の事項について議決する。
（1） 会則の変更
（2） 解散
（3） 事業の変更
（4） 事業報告及び収支決算
（5） 役員の選任又は解任
（6） その他会の運営に関する重要事項
3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
（議事録）
第14条　総会の議事については、議事録を作成する。
（役員会）
第15条　役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。
2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
（事業報告書及び決算）
第16条　代表は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。
（事業年度）
第17条　本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
（事務局）
第18条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。
（解散）
第19条　本会は、次に掲げる事由によって解散する。
（1） 総会の決議
（2） 目的とする活動に係る事業の成功の不能
（3） 正会員の欠亡
（4） 合併
2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

（委任）
第20条　この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。
（変更）
第21条　この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

附則
1 この会則は、2021年8月13日から施行する。